はちのへ のうぎょうだより

令和８年 11 月号　No.572

のうぎょうだよりは八戸市農業委員会のほか、市内農協各支店でも配布しています。
また、インターネットではフルカラーでご覧いただけます。
〇八戸市ホームページ
http://www.city.hachinohe.aomori.jp/
のうぎょうだより　検索

令和８年度三八地区農業委員会大会

去る8月27日、八戸プラザホテルアーバンホールにおいて、令和８年度三八地区農業委員会大会が行われ、三八地区の農業委員、農地利用最適化推進委員約１５０名が出席しました。

大会では、農業委員として、長年にわたり地域農業の振興に貢献された、八戸市の赤坂英夫氏および明戸政勝氏が表彰されました。

議案審議では、第1号議案「小規模農家支援と農地利用の最適化に関する要請」として、補助事業の規模要件の緩和など、地域や小規模農家にも生産性向上の恩恵が行き渡るよう支援策を講じること、地域全体でスマート農業機器を共同で活用できる仕組みづくりの支援策を講じることが提案されました。



主催者を代表して挨拶する籠田会長

また、第2号議案では「担い手確保と地域計画の着実な推進に関する要請」として、地域計画の推進と連動した、多様な担い手の育成・確保および総合的支援を拡充すること、中山間地域の実情に即した農地基盤整備と、農地中間管理事業の柔軟な運用措置を講じることが提案され、審議の結果、全ての議案が原案のとおり承認されました。


表彰を受ける赤坂英夫氏

最後に、今回の大会で承認された要請事項の早期実現に向け、出席者全員でガンバロー三唱を行い、一致団結して取り組んでいくことを誓いました。



農地の贈与税・相続税の納税猶予の適用をうけている方へ

納税猶予の適用を受けている農地については、売渡し、貸付け、転用または耕作の放棄や農業経営を廃止した場合などに納税猶予が打ち切りとなることがあります。納税猶予が打ち切られると、それまで猶予されていた贈与税・相続税に加え、利子税も納付しなければならず、多額の税負担が生じる可能性があります。このような事態を避けるため、納税猶予の適用要件に留意し、農地の適正な管理をお願いいたします。

また、贈与税の納税猶予適用中に贈与者が死亡した場合は、贈与税が免除され、相続税の課税対象となります。この場合、相続税の納税猶予の適用を受けることができますので、農業委員会や税務署に相談してください。





問 農業委員会　☎43-9164

収入保険制度を活用しましょう！

収入保険制度とは、自然災害や価格低下だけではなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償する制度です。



◆加入できる方

・青色申告を行っている農業者（個人・法人）です。
　※加入申請年１年分の青色申告実績で加入できます。
・現在、白色申告を行っている方は、青色申告に切り替えれば、その翌年から収入保険に加入できます。

◆保険期間

個人：１月～12 月　　法人：事業年度の１年間





◆補償内容

保険期間の農産物の販売収入が、基準収入の９割を下回ったときに、下回った額の９割を上限に補てんします。（青色申告実績５年分の場合）
※基準収入は、過去５年間の平均収入を基本に、保険期間の営農計画を考慮して設定します。
※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。

◆収入保険の補てん方式

・積立方式併用タイプ
　保険方式（掛捨て）と積立方式（掛捨てではない）の組み合わせができます。
　※保険料には 50%、積立金には 75%（保険金対象時）国庫補助があります。積立金は補てんに使わなければ翌年に持ち越されます。また、保険料と積立金は分割払（最大９回）ができます。
・保険方式補償充実タイプ
　加入者の積立金の負担軽減を求めるニーズに応じて、保険方式のみで９割まで補償するタイプを令和６年から実施しています。

◆保険料等（掛捨て部分）の1/3を八戸市が助成します

助成は、令和７年～９年のいずれかの年で**１回限りが対象です**。令和９年分の適用に間に合わせるためには、次の手続きが必要ですので、ぜひご検討ください。

〇令和８年 12 月末までに、令和９年分の収入保険加入手続きをすること
　※令和８年３月 16 日までに、税務署へ青色申告承認申請書を提出した方が対象です。

（例）基準収入が 1,000 万円で、保険方式 80%＋積立方式 10%タイプに加入し、支払い率 90%の方の場合
負担額 35.5 万円（内訳：保険料 10.8 万円、積立金 22.5 万円、付加保険料（事務費）2.2 万円）

保険料、付加保険料の合計 13 万円の１/３、**約 4.3 万円**を市が助成します！



お問合せ先

●加入申請や補償内容について　青森県農業共済組合南部支所 収入保険課 ☎ 0176-22-8101
●保険料等の助成について　農業政策課 ☎ 0178-43-9164

新人委員さんをご紹介します！

令和8年の委員改選に伴い、今期から新たに農業委員・推進委員になられた方をご紹介いたします。

質問内容
①現在、どのような農産物を栽培（飼育）していますか？（現在、どんな仕事をしていますか？）
②趣味や楽しみにしていることは？
③農業委員（推進委員）としての意気込みを一言、お願いします！



山道（やまみち）　佳奈子（かなこ）　委員　（田面木地区）

① 行政書士として、相続や終活に関するご相談に携わってまいりました。その中で、農地を含む財産の相続や、担い手の高齢化、相続をきっかけに農地が活用されなくなるといった問題に接する機会も多くありました。
② 興味を持つと、とことん突き詰めるタイプです。以前は家庭菜園に夢中になり、「奇跡のリンゴ」の映画を見て、枯れ葉を肥料にして野菜を育てることに挑戦していました。今は 50 歳から始めたピアノにはまっています。
③ これまでの行政書士としての経験と、持ち前の好奇心と探究心を生かしながら、地域の農業を守るために少しでもお役に立てればと思っています。



上野（うわの）　弘美（ひろみ）　委員　（上長地区）

① 水稲、パセリ
② ケーキづくり
③ 農業に関する問題や課題について地域意見を出来るだけ取り入れた改善ができる様に頑張ります。



木村（きむら）　愛佳（まなか）　推進委員　（市川地区）

① 水稲（まっしぐら）
② カフェ巡り、洗車（車磨き）
③ 地域の農業活動に各委員と協力し、少しでも役に立てる様、精一杯努めます。



坂本（さかもと）　久直（ひさなお）　推進委員　（下長地区）

① 現在は稲作です。130a 作付けしております。来年は 50a 増やす予定です。勤めに出ている為（現在テクノルアイスパーク八戸で館長として勤務しています）兼業で1人農業に励む面積は適当かと思います。休耕の畑も 40a ほどありますが作付けするかは検討中です。
② 趣味はゴルフです。月7～8回ラウンドするぐらいハマっています。毎年休耕中と県内ゴルフ場がクローズとなる 11 月～2月の間に数回ゴルフを兼ねた旅行に行くことも楽しみにしています。
③ 推進委員として初めてですので、ご指導いただきながら勉強していきたいと思います。現場での調整・情報収集・利用最適化の推進に努めていきます。



山下（やました）　寿史（ひさし）　推進委員　（豊崎地区）

① 夏はピーマン、冬は山ウドを栽培しています。また、現在、八戸市・ツムラ共同によるオタネニンジン（朝鮮人参）の試験栽培をしています。
② 家族でのプライムビデオ（映画、ドラマ等）鑑賞。趣味は探し中です。
③ 少しでも農業に携わっている方々の力になれるよう尽力していきます。また、八戸市・ツムラ共同によるオタネニンジンにおいても可能性を秘めていると思います。八戸市の産地として定着できるよう、試験栽培の声がけをしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

編集発行 令和8年11月号 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市農業委員会（TEL 43-9164） 印刷部数2,800部

農地情報

新規の農地情報をお知らせします。詳細について確認したい方は、「eMAFF 農地ナビ」をご覧いただくか、農業委員会までお越しください。新規以外の情報は折込チラシにございます。

問 農業委員会 ☎43-9448

■農地を売ります

	所在地			地目等	面積（㎡）	希望価格
	大字	小字	地番			
①	尻内町	前谷地	62-3	田（農用地）	991	無償
④	妙	西平	33-4	畑（農用地）	661	応相談

eMAFF 農地ナビ

全国の農地情報の確認にはインターネットの「eMAFF 農地ナビ」をご利用ください。画面上の地図から農地の所在、地番をはじめ、地目、面積、所有者の意向などを調べることができます。

eMAFF 農地ナビ https://map.maff.go.jp/



農家の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。

発行日 毎週金曜日
購読料 月額 900 円（送料、税込み）

お申込みは、農業委員・農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局まで。



編 集 後 記

ここ数年は、9月・10月でも気温が高く、秋が短い印象でしたが、今年は9月上旬から気温が下がり、秋の空気が漂っておりました。今年の秋は何が美味しいか、売り場を眺めながら買い物するのが毎年の楽しみです。

10月には、国スポ・障スポが49年ぶりに青森県で開催されましたが、皆さまは何か観戦されたでしょうか。中継でも現地でも、全国から集まった選手たちの一生懸命な姿に、県内各地が熱気に包まれていたように感じます。大会の余韻を感じながら、これからの寒い季節も元気に乗り切っていきましょう。

のうぎょうだより担当 柴田

農地情報への掲載について

○農地情報掲載の提出書類一覧（各1部）

■農地を売りたい・貸したい方

（申出前に、対象農地を現地確認しますので、事前にご相談ください。）

提出書類	発行機関
①あっせん申出書	八戸市農業委員会
②全部事項証明書（土地）	法務局（登記所）
③公図	法務局（登記所）
④住民票 ※申出者が市外居住者の場合	市区町村等

■農地を買いたい・借りたい方

提出書類	発行機関
①あっせん申出書	八戸市農業委員会
②住民票 ※申出者が市外居住者の場合	市区町村等
③農地台帳記載証明書（耕作証明書） ※申出者が市外居住者の場合	居住地の農業委員会

農地法関係の申請受付日等について

農業委員会で設定している、農地法第3・4・5条の許可申請・届出の受付期間等をお知らせします。

※農地の売買、贈与、貸借、転用については、事前に農業委員会へご相談ください。

農地法許可申請

申請月	受付期間	許可書の交付日	
		3条/4･5条（30a以下）	4･5条（30a超）
11月	11/11-11/20	12/16	1/6
12月	12/11-12/18	1/19	2/4
1月	1/12-1/20	2/17	3/4

※他法令との調整により、変更となる場合があります。

農地法届出

届出月	締切日	交付日	締切日	交付日
11月	11/5	11/13	11/20	11/30
12月	12/7	12/15	12/21	12/25
1月	1/5	1/15	1/20	1/29

◎3条申請…農地を農地として使うために売ったり、貸したりする場合

◎4・5条申請…農地に建物を建てたり、植林する等、農地以外として使う場合

※今年度の年間予定については、農業委員会の窓口及び市ホームページへ掲載しています。

問 農業委員会 ☎43-9448